

# 令和5年度モニタリング評価結果について

## 1. はじめに

戸田市上下水道事業包括委託の実施に伴い、受注者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施してまいりました。その評価結果について公表します。

※モニタリングとは、委託業務について発注者が定期的に業務の履行確認等を行い、各業務を継続的に管理・監督することをいいます。

## 2. 評価方法について

本業務委託の年間評価については、年3回行う定期モニタリングの評価結果に基づき決定しています。評価基準については、表1のとおりです。

なお、定期モニタリングとは、達成状況の確認が必要な業務内容を一覧にした「モニタリングシート」を基に、書類確認、聴き取り確認、現地調査を行った上で各項目の評価を行うものです。

表1. 業務内容の評価基準

評価	評価基準	点数
a	要求水準書等 <sup>注1</sup> を満たしており、かつ業務内容が優れており、民間の技術力、企画力等が活用されている。	3点
b	要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている。	2点
c	要求水準書等を満たしておらず、口頭注意を行った。	0点
d	前回c評価を受けた項目について、今回のモニタリングまでに改善等が見られない。または、改善通告を実施した。	-1点

注1：要求水準書等とは、市の要求水準書と受注者が選定時に提出した技術提案書をいう。

全3回の定期モニタリングを実施したモニタリングシートから年間評価結果を決定し、表2のとおり各業務の総合評価を算出する。

表 2. 総合評価の算出ルール

総合評価	総合評価の基準	年間評価	点数
Ⅳ	平均が 2.5 以上	A	3 点
Ⅲ	平均が 1.5 以上 2.5 未満	B	2 点
Ⅱ	平均が 1.0 以上 1.5 未満	C	0 点
Ⅰ	平均が 1.0 未満	D	-1 点

### 3. 年間評価結果について

年間評価結果については、下記のとおりです。

#### 年間評価結果（令和 5 年度）

	評価項目	総合評価
①	料金・財務関係業務	Ⅲ
②	給水装置関係業務	Ⅲ
③	下水道関係業務	Ⅲ
④	浄水場運転管理業務	Ⅲ
⑤	ポンプ場・雨水排水施設運転管理業務	Ⅲ

#### 【所見】

令和 5 年度について、定期モニタリング(年 3 回)を基に各業務項目ごとに評価を行った結果「要求水準書等を満たしており、安定して業務が行われている」ことから、年間評価が B となり、総合評価をⅢとした。

なお、年間評価の基となる個別評価において、料金・財務関係業務におけるソフトウェアロボット導入による事務作業の効率化、GPS 導入による検針員位置情報把握、浄水場運転管理業務におけるWEBカメラ活用による映像共有システムの確保、AI 活用による水需要予測に基づいた運転ガイダンスによる取水、配水ポンプの時刻表示など、評価が A の項目もあった。

令和 6 年度以降についても、引き続き安定した業務を維持しながら、更なる業務レベルの向上を期待したい。